

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>	
②処 分 名	③番号 旅館業の営業の許可		
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項		
⑤審査基準関係	関係条項		
	基準	旅館業法第 3 条第 2 項から第 4 項及び第 6 項、旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号）第 1 条、八尾市旅館業法施行条例（平成 29 年八尾市条例第 60 号）第 7 条から第 10 条の規定に適合していること。	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）	
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由
⑥標準処理期間関係	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由
	標準処理期間	総日数 10 日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）	
	内 訳	経 由 機 関 で の 期 間 日 ()	
		協 議 機 関 で の 期 間 日 ()	
処 分 機 関 で の 期 間 日 ()			
設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）		
⑦備 考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数		